

## 長野県公文書等の管理に関する条例施行規則（案）

## （趣旨）

第 1 条 この規則は、長野県公文書等の管理に関する条例（令和 2 年長野県条例第 8 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公文書の管理について、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## （歴史公文書の基準）

第 2 条 条例第 2 条第 3 項の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されていること。
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されていること。
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されていること。
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い情報が記録されていること。

## （管理状況の報告）

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の規定による報告は、次の各号に掲げる公文書の管理の状況について行うものとする。

- (1) 公文書ファイル等の作成等の状況
- (2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の移管、廃棄及び保存期間の延長の状況
- (3) 研修の実施状況
- (4) 公文書の管理の状況に係る点検及び監査の実施状況
- (5) 公文書ファイル等の紛失等の状況

## （意見聴取を要しない軽易な事項）

第 4 条 条例第 11 条第 3 項の規則で定める軽易な事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、他の条例、規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程を含む。）、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程その他の規程の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前公文書の管理については、法律若しくはこれに基づく命令又は条例若しくは他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、次項から附則第6項までに定めるところによる。
- 3 条例附則第4項の規定により条例及び公文書管理規程に基づく保存期間のうち最も長い保存期間（以下この項及び次項において「最長保存期間」という。）が設定されたものとみなされる施行日前公文書のうち、当該最長保存期間の満了する日が施行日前であるものについては、保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなす。
- 4 条例の施行の日（公安委員会及び警察本部長にあつては、条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日。以下この項において「施行日」という。）において、最長保存期間より長い保存期間が設定されている施行日前公文書（施行日前に保存期間が延長されたものを除く。）については、最長保存期間が設定されたものとみなす。この場合において、当該最長保存期間の満了する日が施行日前である施行日前公文書については、保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなす。
- 5 施行日前公文書については、条例第5条第4項、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、条例第5条第4項中「第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日」とあるのは「実施機関が自ら定めた基準により設定した保存期間及び当該保存期間の満了する日（附則第4項の規定によりこの条例及び公文書管理規程に基づく保存期間のうち最も長い保存期間が設定されたものとみなされる施行日前公文書にあつては当該最も長い保存期間及び当該最も長い保存期間の満了する日（長野県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和 年長野県規則第 号）附則第3項の規定により保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなされる施行日前公文書にあつては、延長後の保存期間及び当該延長後の保存期間が満了する日）、同規則附則第4項前段の規定により最長保存期間が設定されたものとみなされる施行日前公文書にあつては当該最長保存期間及び当該最長保存期間の満了する日（同項後段の規定により保存期間が施行日の前日まで延長されたものとみなされる施行日前公文書にあつては、延長後の保存期間及び当該延長後の保存期間が満了する日）」と、条例第7条第1項及び第8条中「公文書ファイル等」とあるのは「施行日前公文書（施行日前公文書を一の集合物にまとめた場合にあつては、当該一の集合物）」と、同条第1項中「第5条第5項の規定による定めに基づき」とあるのは「公文書管理規程で定めるところにより」と読み替えるものとする。
- 6 附則第2項から前項までに掲げるもののほか、施行日前公文書の管理に関し必要な事項は、実施機関が定める。